

大さん通信

発行：JR東海労新幹線関西地本
編集：年休裁判プロジェクト
2022年 1月29日 No.17

年休取得数値の乖離

大阪第二運輸所の年休取得実績について会社準備書面では2015年度1人当たり、
19.3日、2016年度は16.6日と主張しています。しかし、会社が提出した全
乗務員（内勤除く）の勤務実績を精査したところ2015年度では4月と11月（資料な
し）を除く10カ月の1人当たりの取得数は15.5日でした。2016年度は7月を
除く11カ月では14.8日でした。会社は管理者、内勤含め全社員の数値を提示した
ものと思われませんが、そうであると圧倒的に乗務員の年休取得率が低いといえます。

また、これまで提出された会社準備書面の数値誤りの数々からすると会社数値は信用す
るには値しないともいえます。

この間、原告準備書面で数々の年休や勤務等に関する取り扱いについての疑問を求釈明
として会社に求めてきましたが、会社回答は限られた項目の回答みで都合の悪い回答は意
識的に避け同じ主張の繰り返しとなりました。

前回弁論で準備書面でのやり取りは終了し、**次回弁論は証人申請**となり
ます。前回弁論で会社は二人の証人申請を述べていましたが具体的役職・氏名は明らかに
していません。次回弁論で被告会社の証人が明らかになる予定です。

尋問では職場における様々な年休・勤務の取り扱いについて就業規則は勿論のこと労基法
含め解釈と運用について説明を迫っていきたいと思います。

第18回弁論期日

2022年2月7日 15時30分 809号法廷

叩けよ、さらば開かれん！ とうご期待！